

熱中症対策のポイント

～2025年6月1日から熱中症対策が企業の義務となりました～

<改正労働安全衛生規則の概要>

- 概要：(1) 「熱中症の自覚症状がある作業員」または「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための**体制整備及び周知**
- (2) ①事業者における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の周知
②熱中症による重篤化を防止するために**必要な措置※1の実施手順※2の作成及び周知**

※1 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送 等

※2 下図<参考>フローチャート等の対応フロー作成が必要

対象：**WBGT※2 8度以上**または**気温31度以上**の環境下で、**連続1時間以上** 又は **1日4時間を超えて**実施が見込まれる作業

※WBGT：暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数（湿度、日射・輻射熱、気温の3つの要素）

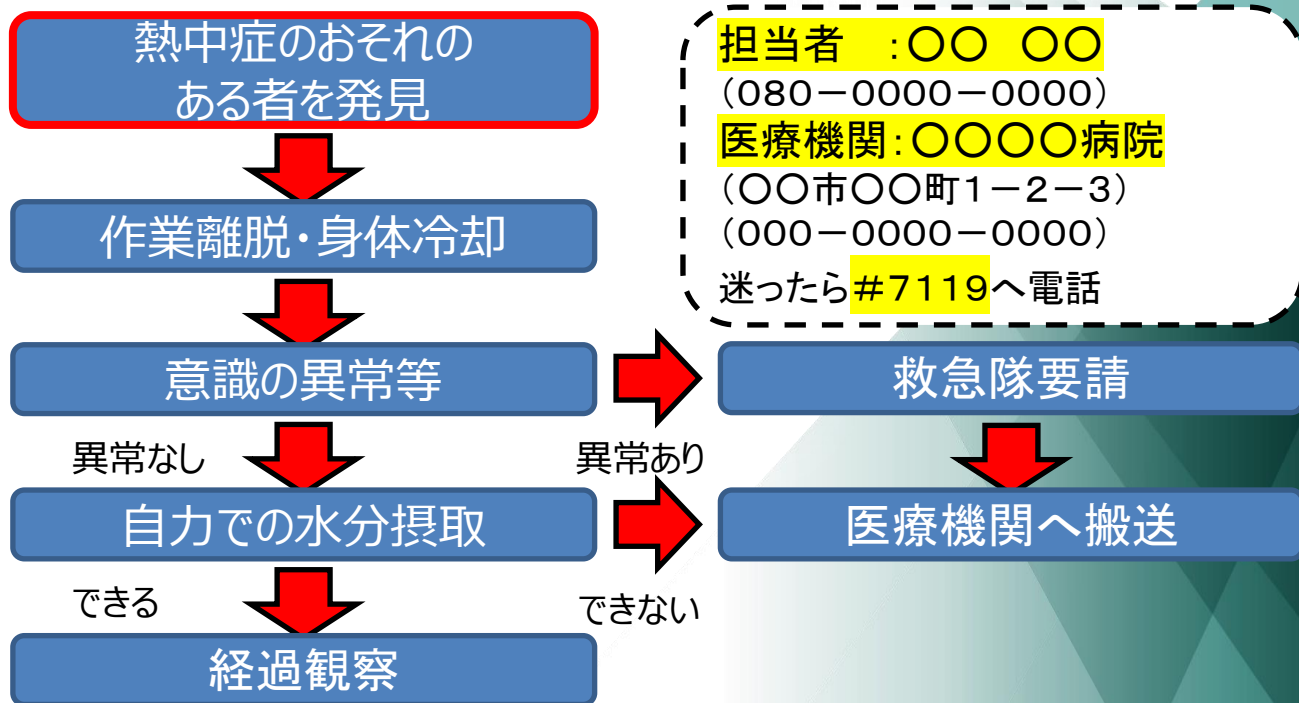
「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が義務化へ！

- ☞ 全ての労働者に周知が必要（朝礼、休憩所に掲示 等確実に全員に周知することが必要）
- ☞ WBGT基準値からの超過程度によって休憩時間を決める等の細やかな対応が必要

義務化対応が疎かになると・・・

- ★**罰則有り**（6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金）
- ★罹患した従業員の家族・遺族からの**損害賠償リスク**（安全配慮義務違反）
- ★安全配慮義務に反した企業としての**風評リスク**、**求人・取引活動等にも影響が出るおそれ**

<参考> 緊急時フローチャート例



熱中症予防対策と導入例

作業環境管理

- ・WBGT値の低減等
 - ⇒ **遮熱シート**の活用による作業場温度の低減
 - ⇒ **移動型スポットクーラー**、**ミストファン**等の活用による効率的な冷却
- ・休憩場所の整備等
 - ⇒ 作業場所の近隣に**冷房を備えた休憩場所**を設置



作業管理

- ・水分および塩分の摂取
 - ⇒ 塩飴等による**塩分補給**、スポーツドリンク等で**水分補給**
アイススラリー※による**深部体温**の引き下げ
※フローズンドリンク状の飲料。氷の結晶が細かく、体内を効率よく冷やす。
- ・服装等の工夫による耐暑性向上
 - ⇒ **ファン式**、**水流式冷却ベスト**等による身体冷却



健康管理

朝食抜きは熱中症のリスクアップ！
味噌汁一杯で栄養・塩分の補給を

- ・日常の健康管理等
 - ⇒ **体調**、**前日の飲酒**／**睡眠状態**等こまめな声掛けを実施
 - ⇒ バディ制の導入による**相互監視**体制の構築
- ・労働者の健康状態の確認
 - ⇒ **ウェアラブルデバイス**、**体調管理アプリ**等による体温・心拍管理



労働衛生教育

- ・作業を管理する者及び労働者に対し、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと
 - (1) 熱中症の症状
 - (2) 熱中症の予防方法
 - (3) 緊急時の救急処置
 - (4) 熱中症の事例



<自動車整備事業者における対策例>

各作業場に
大型扇風機を設置

スポットクーラーの他に
ファンベストを支給

**複数の大型スポット
エアコン**で工場全体を冷却

暑いと感じたら
エアコン付事務所へ退避

会社支給の飲料水
水分補給を徹底

塩分補給用に
塩タブレットを支給